



医薬・生活衛生局 総務課

医薬・生活衛生局
総務課 課長補佐

南 亮介

MINAMI Ryosuke

医薬・生活衛生局
総務課 係員

永井 智美

NAGAI Satomi

医薬・生活衛生局総務課では、患者さんが安全かつ有効な薬物療法を受け、国民が医薬品を適正に使用することができるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の取組や薬剤師業務におけるICTの利活用など、薬剤師の職能発揮のための取組を推進しています。また、適切に医薬品の販売が行われるための制度作りや、医薬品適正使用の普及啓発などを担当しています。

薬剤師・薬局の将来像を示す

かかりつけ薬剤師・薬局とICT利活用の推進

医薬分業の推進により医療機関受診後に薬局で薬を受け取る機会が多くなりましたが、患者さんがそのメリットを実感できないとの指摘があります。このため、患者本位の医薬分業の実現に向けて、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、かかりつけ薬剤師・薬局の取組を推進しています。令和元年12月の薬機法改正により、薬剤師の継続的な服薬指導が義務化され、令和3年8月からは、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の二つの機能別の薬局認定制度が開始されました。高齢化やがんの外来診療増加など、患者の療養環境が変化している中で、薬剤師・薬局が地域の医療提供施設等と情報連携しながら、患者の薬物療法に責任をもって対応することが求められます。

また、情報通信技術の発達を踏まえ、薬

剤師業務におけるICTの利活用も重要となります。令和3年10月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用や、マイナポータルと電子版お薬手帳の連携によって薬剤情報の閲覧等が可能になり、令和4年度には、電子処方箋の導入によるリアルタイムの処方・調剤情報の共有が開始される予定です。こうした情報通信技術を最大限に活用することで、患者への服薬指導や他の医療提供施設等との連携が充実し、医療の質の向上につながることが期待されています。

医薬品販売制度、国民への普及啓発活動

医薬品は副作用などのリスクも併せ持つことから、患者が安全に使用できるよう、専門的な知識を持った

者（薬剤師・登録販売者）による販売が必要です。総務課では、医薬品の販売制度を担当し、医薬品が適正に販売されるよう取り組んでいます。一般用医薬品のインターネットでの販売や要指導医薬品の店舗での販売において、消費者に適切に説明を行っているかどうか等について毎年度実態調査を行って確認しています。

さらに、医薬品の適正使用を推進するため、毎年10月17日～10月23日を「薬

と健康の週間」として、薬の専門家である薬剤師の役割や、医薬品の正しい使用・保管方法、副作用等について普及啓発を行っています。



内容に関する
参考ホームページ
QRコード